

事 務 連 絡
令和元年 10 月 23 日

各都県 災害救助担当主管部局（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）

在宅避難者への物資・情報等の提供について

今般の令和元年台風第 19 号の災害においては、多数の方が避難所での生活を余儀なくされているところですが、避難者の中には、特段の事情があり避難所に避難できず、在宅で避難生活を送っている場合も考えられます。

このため、在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所で配布している、下記の物資・情報等については避難所に取りに来られた場合は配布していただくようお願いいたします。

記

- （1）食料・水等（おむつ、生理用品、乳児用ミルク等も含む）必要な物資の配布
- （2）医師・保健師等による健康相談等のサービスの提供
- （3）「住まい」や「生活環境」に関する行政からの正確な情報の伝達等